

函館市監査等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。）および地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）の規定に基づき監査委員が行う監査、検査および審査の実施に関し、函館市監査委員条例（昭和24年函館市条例第23号）および函館市監査基準（令和2年3月16日制定。以下「基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、監査、検査および審査（以下「監査等」という。）は次に掲げるものとする。

- (1) 監査 基準第4条第1項第1号から第10号に規定する監査
- (2) 検査 基準第4条第1項第11号に規定する検査
- (3) 審査 基準第4条第1項第12号から第16号に規定する審査

(実施通知)

第3条 函館市監査委員（以下「監査委員」という。）は、監査および検査の実施に当たり、次の各号に掲げる事項について議会、市長、公営企業管理者（公企法第34条に規定する監査の場合に限る。）、関係する行政委員会の長もしくは委員、財政援助団体等の代表者またはその他監査等の対象となる団体の長（以下「市長等」という。）に対し通知するものとする。

- (1) 監査等の種類
- (2) 監査等の対象事務事業等
- (3) 監査等の実施期間
- (4) その他必要と認める事項

2 前項の通知は、次条第1項の規定により求められた資料の提出期限の2月前までに行うものとする。ただし、これによりがたい監査または検査である場合その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(資料の要求)

第4条 監査委員は、監査等の実施に当たり、必要に応じて、あらかじめ項目および様式を定めて、市長等に対し、資料の提出を求めるものとする。

2 監査委員は、前項の規定にかかわらず、あらかじめ項目および様式を定めることなく、必要な資料の提出を求めることができる。

(事務事業概要の説明聴取)

第5条 監査委員は、監査等の対象事務事業（以下「対象事業」という。）を所管する部局の職員から、対象事業に関する説明を聴取するものとする。ただし、当該聴取の必要がないと認めるときはこの限りでない。

(監査項目の決定)

第6条 監査委員は、監査の実施に当たり、第4条第1項に規定する資

料および前条の説明聴取等を勘案し、対象事業のうちから監査項目を決定するものとする。ただし、監査項目が明らかである監査を実施するときは、この限りでない。

2 監査委員は、前項の規定により監査項目を決定したときは、市長等に通知するものとする。

(監査委員への報告)

第7条 監査委員の事務を補助する職員は、担当する対象事業等の調査が終了したときは、その結果を監査委員に報告するものとする。

(講評等)

第8条 監査委員は、必要に応じて、対象事業または団体を所管等する部局等に対し、監査等の結果について講評を行うとともに事情、見解等を聴取するものとする。

2 監査委員は、前項の事情、見解等の聴取の結果、監査等の結果を見直す必要があると認めたときは、改めて、監査等の結果について協議するものとする。

3 監査委員は、必要に応じて、市長または副市長に対して、監査等の結果について講評するものとする。

4 監査委員は、第1項の講評を行うときは、前項の講評の前に行うものとする。

5 第1項および第3項の講評は、代表監査委員に委任することができる。

6 監査委員は、監査等の結果について合議が整わない事項があるときは、第1項および前第3項に規定する手続を準用し、各監査委員の意見、その他必要な事項を報告するものとする。

(監査等の結果報告等の提出)

第9条 監査委員は、前条第3項の講評を行った場合にあつては、当該講評を行った後に監査等の結果に関する報告を提出するものとする。

2 監査委員は、前条第3項の講評を行わなかった場合にあつては、監査等を終了したときに、監査等の結果に関する報告等を提出するものとする。

3 監査委員は、前条第6項の報告を行った後に各監査委員の意見、その他必要な事項を提出するものとする。

(措置状況の通知等)

第10条 監査委員は、監査(基準第4条第1項第7号から第10号までの監査を除く。)の結果において、是正または改善等が必要である事項が認められたときは、別に定めるところにより、評価、区分するものとする。

2 監査委員は、前項の規定により評価、区分した内容を監査の結果に記載したときは、市長等(財政援助団体等の代表者を除く。)に対し、措置通知書(第1号様式)により通知するよう求めるものとする。

3 前項に規定する通知は、第9条に規定する監査等の結果に関する報告を市長等に提出した日から120日経過する日の属する月の末日までに提出させるものとする。

(公表の方法等)

第 11 条 法において監査委員が行うこととされている監査等の結果の公表は、函館市公告式条例（昭和 25 年函館市条例第 24 号）の例によるものとする。

2 監査委員は、前項に規定する公表のほか、函館市情報公開条例（平成 13 年函館市条例第 7 号）第 20 条の規定に基づき、市民が市政に関する情報を容易に得られるよう、情報の公開に関する施策の総合的な推進を図るため、情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、監査等の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(関係要領の廃止)

2 監査結果に係る指摘事項等の取扱要領（平成 27 年 6 月 22 日制定）は廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日の前に策定した平成 31 年度年間監査計画（各監査等の実施計画を含む。）に基づく監査等に係る廃止前の監査結果に係る指摘事項等の取扱要領第 3 条および第 4 条の適用については、なお従前の例による。

4 この要綱の施行の日の前に通知した廃止前の函館市監査事務処理規程（平成 29 年監査委員規程第 1 号）の規定による監査等の実施通知は第 3 条の規定による実施通知とみなす。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

函 年 月 日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

市 長 等 名

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 条第 項の規定により、
次のとおり通知します。

部 局 名			
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・その他（ ）		
監 査 等 実 施 期 間	年 月 日～	年 月 日	提出日 年 月 日
監 査 項 目 等			
区 分	勧告事項・指摘事項・意見		
措置内容，対応・考え方			

